

## 四万十町教育振興基本計画策定委員会（第3回）

開催日時 令和6年1月30日（火） 13:30 ~

開催場所 四万十町役場東庁舎 1F 多目的大ホール

### 次第

#### 1. 開会

#### 2. 教育長あいさつ

#### 3. 協議

##### (1) 前回の議事録確認

(資料1)

##### (2) 策定スケジュールの変更及び策定委員の任期について

3/6~15 町議会

5月中旬 策定委員会（計画案の一部見直しの提示）

5月下旬 意見公募（~6月中旬）

6月下旬 策定委員会（意見公募の結果、計画案確定）

7月 教育委員会で計画決定

※策定委員の任期（~3月末 → 令和6年の計画策定 [7月予定]）

##### (3) 計画(案)について

前回からの修正について

##### (4) その他

#### 4. 閉会

##### 【資料】

計画(案) 配布済み

資料1 前回議事録

○四万十町教育振興基本計画策定委員会委員名簿（10名）

選出区分	氏名	備考
(1) 保育所、小学校及び 中学校の代表者	佐竹 美也	窪川地域子育て支援センター長
	徳弘 茂生	十川小学校長
	黒岩 範久	窪川中学校長
(2) 学校等の保護者	槇野 一人	小中学校 PTA 連絡協議会会長
(3) 社会教育委員	中脇 由美	
(4) 有識者	石筒 覚	高知大学地域協働学部准教授
(5) 公募による者	田頭 誠志	
	山本 由美	
	河上 絵里	
(6) その他教育委員会が必要と認める者	野村 泰子	四万十町教育研究所長

○事務局（10名）

教育長	山脇 光章
教育次長	浜田 章克
学校教育課	長森課長、中川教育対策監、東副課長、横山係長
生涯学習課	味元課長、佐竹副課長、宮本係長、中村係長
教育研究所	

# 四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、四万十町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画の策定に教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 町内の保育所（認定子ども園及び子育て支援センターを含む。）、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）の代表者 3人
- (2) 学校等の保護者 1人
- (3) 社会教育委員 1人
- (4) 有識者 1人
- (5) 公募による者 3人以内
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。